

不用パソコン等のデータ消去等業務及び売払い仕様書

1 目的

本案件は、不用となったパソコン等の機器について、売払いとデータ消去等を行うものである。

2 対象物件

「不用パソコン一覧表」のとおり

3 注意事項

- (1) 上記2の対象物件を回収し、パソコンの付属品（マウス、キーボード、電源コード、HDD）以外は有価物としての買取りを行うこと。
対象物件の回収場所は「不用パソコン一覧表」のとおり。
- (2) パソコンは、全体的に通常使用による傷や摩耗があるほか、一部のパソコンについては、キーボード、液晶モニター、メモリ等の一部欠損や故障により使用に耐えない機器がある。
- (3) パソコンの回収スケジュールは、買受者側が作業可能な計画を立てること。
- (4) パソコン等のハードディスクについては、引き取り先の職員が指定した作業場所において、職員立会いのもと穿孔などの物理的な破壊を持ってデータ消去すること。また、破壊を行ったハードディスクの数がわかる写真を撮影したデータを提出すること。
- (5) データ消去チェック、シール類の除去が済んでいない機器については、厳密に管理することとし、作業時以外は施錠された場所に保管するなど、盗難及び情報流出防止対策を行うこと。
- (6) データ消去処理が完了していない物品の再販及び出荷は認めない。
- (7) データ消去の作業完了後、速やかに以下内容を記載した作業証明書（任意様式）を提出すること。なお、提出期限は令和3年3月26日（金）とする。
記載事項：メーカー名、製品名、型番、製造番号、消去月日、消去場所、
消去作業実施者、責任者氏名、消去方法、県立会職員名
- (8) 売払人から作業への立会を求められた場合には、協力しなければならない。

4 引渡期限

引渡期限は、令和3年3月19日（金）までとする。ただし、県が送付する納入通知書に基づいて支払いが行われたことを確認した後で引渡を行うものとする。